

大阪市職員共済組合出産費等内払金支払規程

(制定 平成 21 年 10 月 1 日)

最近改正令和 5 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 111 条の規定に基づく出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の申請が行われる蓋然性が高いと認められる場合において、大阪市職員共済組合（以下「組合」という。）が当該出産費等の内払金を支払うために必要な事項を規定する。

(内払金の支払方法)

第 2 条 組合員から、「出産費等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成 21 年 8 月 4 日総行福第 246 号）の別添「『出産費等の医療機関等への直接支払制度』実施要綱」に基づき作成された明細書及び直接支払制度に係る合意文書（以下「明細書等」という。）が添えられた、「出産費等内払金支払依頼書」の提出があったときは、組合は当該組合員に対し、給付金決定通知書兼支払通知書を交付し、出産費等の内払金を支払うものとする。なお、この場合、「出産費等内払金支払依頼書」の様式は、「出産費、家族出産費請求書（大阪市職員共済組合短期給付及び附加給付等支給規程第 2 条第 3 号様式）」とする。

(出産費等の内払金の額)

第 3 条 組合員に対する出産費等の内払金の額は、組合において最終的に支給することとされている出産費等の額から明細書等に記載されている医療機関等の代理受取額を控除した額とする。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、出産費等の内払金の支払に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。